

平成31年度(30年分)給与支払報告書(総括表)

1月31日までに提出してください。

埼玉県吉見町長 様		平成	年	月	日	提出	※ 種別	※ 指定番号	※	
1 給与の支払期間	平成	年	月	分	から	月	分	まで	10 提出区分	年間分 退職者分
2 給与支払者の個人番号又は法人番号									11 給与支払の方法及び期日	
3 郵便番号	〒									
4 (フリガナ) 給与支払者の所在地(住所)									12 事業種目その他必要事項	
5 (フリガナ) 給与支払者の名称(氏名)									13 提出先市区町村数	
6 代表者の職氏名印									14 受給者総人員(他市区町村の受給者も含む)	人
7 経理責任者氏名									15 給与より特別徴収する人数	人
8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号									普通徴収切替理由書に記載した人数	人
9 会計事務所等の名称									計	人
16 所轄税務署							税務署			
17 払込を希望する金融機関の名称及び所在地							(所在地)			
18 納入書							要・不要			

埼玉県吉見町提出用

ご提出いただく前に以下の内容をご確認ください。

- 2.給与支払者の個人番号又は法人番号の項目には正しい番号を記載してありますか。
- 総括表の15.報告人員数と、ご提出いただく給与支払報告書の枚数が一致していますか。
- 普通徴収にする方がいる場合、「平成31年度(30年分)普通徴収切替理由書 兼 仕切書」に符号ごとの人数と、普通徴収に該当する人数の合計を記載し、同封していますか。
- 普通徴収に該当する方がいる場合、各個人の給与支払報告書に該当理由の符号を摘要欄に記載していますか。
- ※ 当町より貴社へお問い合わせをさせていただく場合があります。
8.連絡者の係及び氏名並びに電話番号を記載いただきますよう宜しくお願いいたします。
- ※ 貴社製の総括表をご使用の場合は、本総括表を未記入のまま、同封してください。

平成31年度(30年分)普通徴収切替理由書 兼 仕切書

埼玉県吉見町長 様		※ 種別	※ 指定番号	※
給与支払者の名称(氏名)				
符号	普通徴収切替理由	人数		
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人		
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)	人		
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が93万円以下)	人		
普D	給与の支払が不定期(給与の支払が毎月でない)	人		
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人		
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者(育児休業中を含む)	人		
合計		人		

埼玉県吉見町提出用

- この普通徴収切替理由書は、当面、普通徴収を認める基準(普A～普F)を示すものです。
 - 当面、普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の右側「人数」欄に、人数を記入し、給与支払報告書と併せて提出してください。
 - 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、仕切書として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し総括表や他の個人別明細書と合冊して提出してください。
 - 普Bは、主たる給与から合算されて特別徴収となる乙欄該当者などが対象となります。
 - eLTAx等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に該当する普通徴収切替理由の符号(普B、普Cなど)を記入願います。(※普通徴収切替理由書の添付は不要です。)
 - 普Fの休職者とは、給与の支払を受けていない場合に限りです。
 - 普通徴収に該当する方がいる場合、**個人別明細書の摘要欄に普通徴収を認める基準(普A～普F)を記載してください。**
 - 以下のような場合(下記①～③参照)、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出をお願い致します。
提出がない限り、町民税・県民税の支払義務が引き続き、貴社に発生し続けている状態となります。場合によっては督促状の送付等させていただく場合がありますので、ご注意のほど、宜しくお願い致します。
- ① 給与支払報告書提出後、**退職・休職等**により給与の支払を受けなくなった人が生じたとき
 - ② 平成30年度町民税・県民税を特別徴収している方(平成30年6月分～平成31年5月分)が**退職・休職等**により給与の支払を受けなくなり、特別徴収の継続が出来なくなったとき
 - ③ 平成30年度町民税・県民税(平成30年6月分～平成31年5月分)を特別徴収している方が**転勤・再就職等**により新しい勤務先で引き続き特別徴収の取り扱いを希望したとき